

国際卓越研究大学の危険性



2022年11月6日

光 本 滋

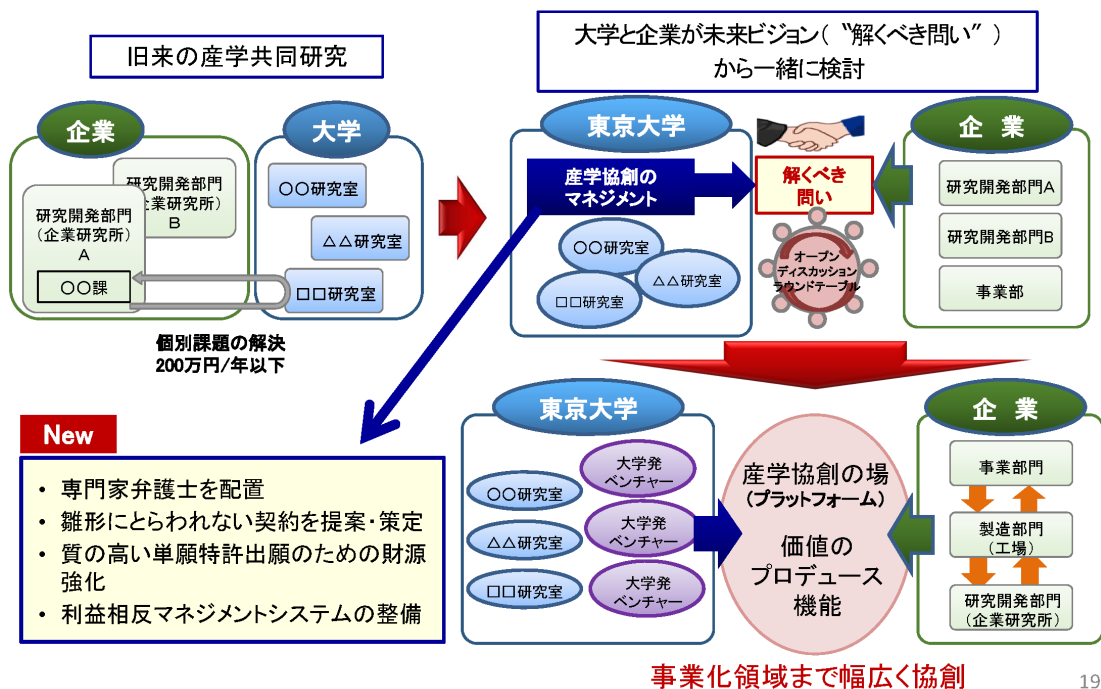
(北海道大学大学院教育学研究院)

「稼げる大学」法（国際卓越研究大学法）

- 学術・高等教育政策ではなく、科学技術・イノベーション政策の一環としての「大学改革」を強力に推進するもの
- 特徴：①大学に対する政治介入を制度化、②特定の大学を「優遇」し大学を分断、大学制度自体を変質させる、③助成により大学の「研究力」が高まるかも不確実（大学ファンドの助成は不透明）

産学連携から産学協創へ

産業界が維持できなくなってきた中・長期のための投資の受け皿を大学につくる



五神真「Society 5.0(知識集約型社会)への社会変革と大学の役割」
財政制度等審議会 2015年10月9日

「国際卓越研究大学」法案

(国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律案)
2022年2月25日閣議決定、国会提出。文部科学省・内閣府本府・財務省所管

目的 (1条)

- 「国際的に卓越した研究の展開及び経済社会に変化をもたらす研究成果の活用が相当程度見込まれる大学」(「国際卓越研究大学」)の「研究及び研究成果の活用のための体制を強化」

基本方針の策定等 (2条・3条)

- 文科大臣が策定。科学技術・イノベーション基本計画との整合 (3条3項)、関係行政機関の長と協議、CSTIの意見を聴く (3条4項)

国際卓越研究大学の認定 (4条)

- 認定基準は文科省令 (3項各号)。CSTI、科学技術・学術審議会の意見を聴く (4項)

計画の認可・JST (国立研究開発法人科学技術振興機構) による助成 (5条～8条)

- 文科大臣は計画を認可。内閣総理大臣・財務大臣と協議、CSTIの意見を聴く (5条4項)
- 文科大臣はJSTの実施方針を認可。内閣総理大臣・財務大臣と協議、CSTIの意見を聴く (8条2項)

モニタリング、認定・認可の取消し (4条、9条～11条)

- 認可設置者は文科大臣に定期報告等を行う。認可取消しは内閣総理大臣・財務大臣と協議、CSTIの意見を聴く (11条2項)

附則

国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律案の概要（個別条文の詳細）

基本方針【第3条第2項関係】

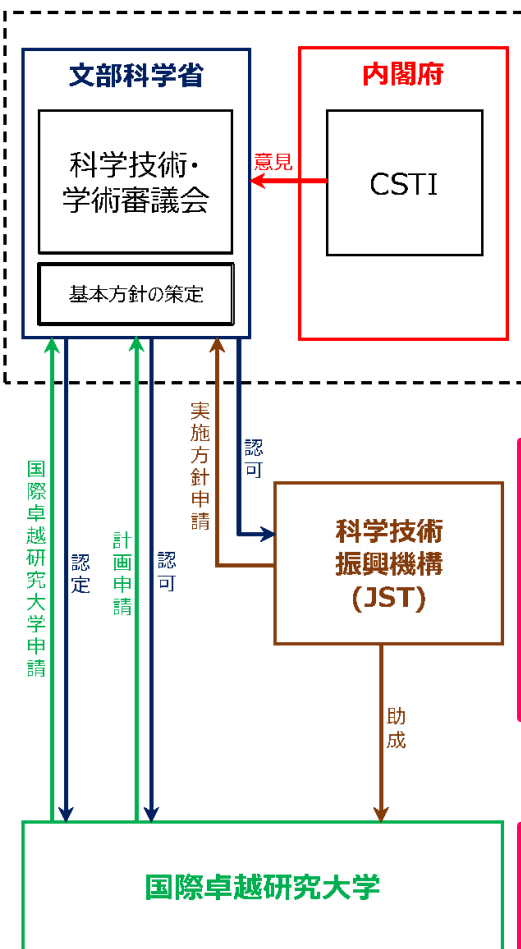
- ① 国際卓越研究大学の研究等の体制の強化の推進の意義及び目標に関する事項
- ② 国際卓越研究大学の認定に関する基本的な事項
- ③ 国際卓越研究大学研究等体制強化計画の認可に関する基本的な事項
- ④ 助成に関し科学技術振興機構(JST)が遵守すべき基本的な事項
- ⑤ 科学技術の振興及びイノベーションの創出の促進に関する施策等との連携に関する基本的な事項
- ⑥ その他国際卓越研究大学の研究等の体制の強化の推進に関する重要事項

認定基準【第4条第3項関係】

- ① 国際的に卓越した研究の実績を有していること
- ② 経済社会に変化をもたらす研究成果の活用の実績を有していること
- ③ 教員組織及び研究環境等の研究の体制が整備されていること
- ④ 民間事業者との連携協力体制等の研究成果の活用の体制が整備されていること
- ⑤ 効果的な資源の確保及び配分等の行える運営体制が整備されていること
- ⑥ 研究に関する業務と管理運営に関する業務の適切な役割分担等の業務執行体制が整備されていること
- ⑦ 国際的に卓越した研究等を持続的に発展させるために必要な財政基盤を有していること

国際卓越研究大学研究等体制強化計画【第5条第2項関係】

- ① 研究及び研究成果の活用のための体制の強化の目標
- ② 上記目標を達成するために行う事業の内容等
 - イ 国際的に卓越した科学技術に関する研究環境の整備充実
 - ロ 優秀な若年の研究者の育成及び活躍の推進に資する活動
 - ハ 国際的に卓越した能力を有する研究者及び研究の支援又は研究成果の活用のために必要な技術者その他の文部科学省令で定める人材(二において「技術者等」という。)の確保
 - ニ 技術者等の育成に資する活動
 - ホ 研究成果の活用のために必要な事業を行うための環境の整備充実
- ③ 上記事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法



※基本方針の策定、国際卓越研究大学の認定、国際卓越研究大学研究等体制強化計画の認可、助成の実施方針の認可等に当たっては、総合科学技術・イノベーション会議（CSTI）からの意見聴取等を行う。

(国研) 科学技術振興機構

- 世界と伍する研究大学を実現するため、10兆円規模の大学ファンドを創設。その運用益を活用し、大学の将来の研究基盤へ長期・安定的投資を行うとともに、大学改革(ガバナンス改革、外部資金確保の強化等)を完遂し、我が国の研究大学における研究力の抜本的な強化を図る。

【4年度:財政融資 4兆8,889億円】

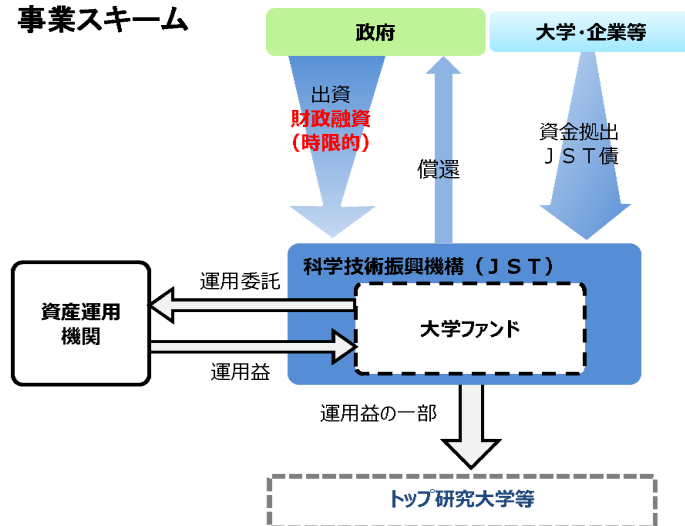
■ 財政投融資

(単位: 億円)

	R3当初計画	R4当初計画
財政投融資	40,000	48,889
財政融資	40,000	48,889

※ R2年度3次補正予算及びR3年度補正予算にて、一般会計出資金をそれぞれ5,000億円、6,111億円措置。上記の財政融資と合わせて、10兆円規模の大学ファンドを実現。

■ 事業スキーム



「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(抄)

(令和3年11月19日閣議決定)

コロナ後の新しい社会における成長を牽引する先端科学技術やイノベーションについて、民間による投資を促進するために予算・税制・規制改革等も含めた幅広い施策を国主導で講じ、科学技術立国を実現する。

世界最高水準の研究大学を形成するため、10兆円規模の大学ファンドを本年度内に実現する。本年度末用途に運用^{※1}を開始し、世界に比肩するレベルの研究開発を行う大学の博士課程学生、若手人材育成等の研究基盤への大胆な投資を行う。財政融資資金の償還確実性の担保の観点から、償還期には過去の大きな市場変動にも耐えられる水準の安定的な財務基盤の形成を目指す。

また、世界と伍する研究大学に求められる、ガバナンス改革など大学改革の実現に向けて、新たな大学制度を構築するための関連法案の次期通常国会への提出を目指す。本ファンドの支援^{※2}に当たっては、参画大学における自己収入の確実な増加とファンドへの資金拠出^{※3}を促進する仕組みとし、世界トップ大学並みの事業成長を図る。将来的には^{※4}、政府出資などの資金から移行を図り、参画大学が自らの資金で大学固有基金の運用を行うことを目指す。あわせて、科学技術分野において世界と戦える優秀な若手研究者の人材育成や質の高い国際共著論文の産出等を促進する。それらにより、世界最高水準の研究環境の構築や高等教育の質の向上を図る。

※1運用に当たっては、長期運用や国際分散投資及び投資規律の遵守を図る。

※2大学ファンドの財務の健全性を確保しつつ、安定的・継続的な支援の仕組みを構築する。政府の会議体を通じて国の資金が政策目的に沿って適切に使われているか確認し、大学への支援額の決定等を行う。

※3大学からの資金を払い戻す場合には、要件を満たした上で、大学ファンドの安定的な財務基盤を確保しつつ段階的に行う。

※4過去の大きな市場変動にも耐えられる水準の安定的な財務基盤が形成された以降。

国際卓越研究大学（仮称）におけるガバナンス（イメージ）

法人

監事

経営の意思決定・監督機能の強化

- ✓ 経営に関する重要事項を決定
- ✓ 執行に関する監督
- ✓ 大学の長を選考
- ✓ 構成員の相当程度（例えば過半数、半数以上等）は学外者

合議体



選考

大学

大学の長
(法人の長)

事業財務担当役員
(CFO)

教学担当役員
(プロボスト)

経営と教学の役割分担

- ✓ 経営的資質を有し、大学経営の自律性を高めるための様々な取組を実行し、国際卓越研究大学（仮称）のミッションの達成を目指す
- ✓ 教学担当役員（プロボスト）や事業財務担当役員（CFO）と緊密に連携

経営の執行機能の強化

- ✓ 大学の長のリーダーシップの下、多様な財源を確保し継続的な財政基盤の強化を図る

経営と教学の役割分担

- ✓ 大学の長のリーダーシップの下、優秀な研究者の獲得や研究環境の整備など教学機能の強化を図る

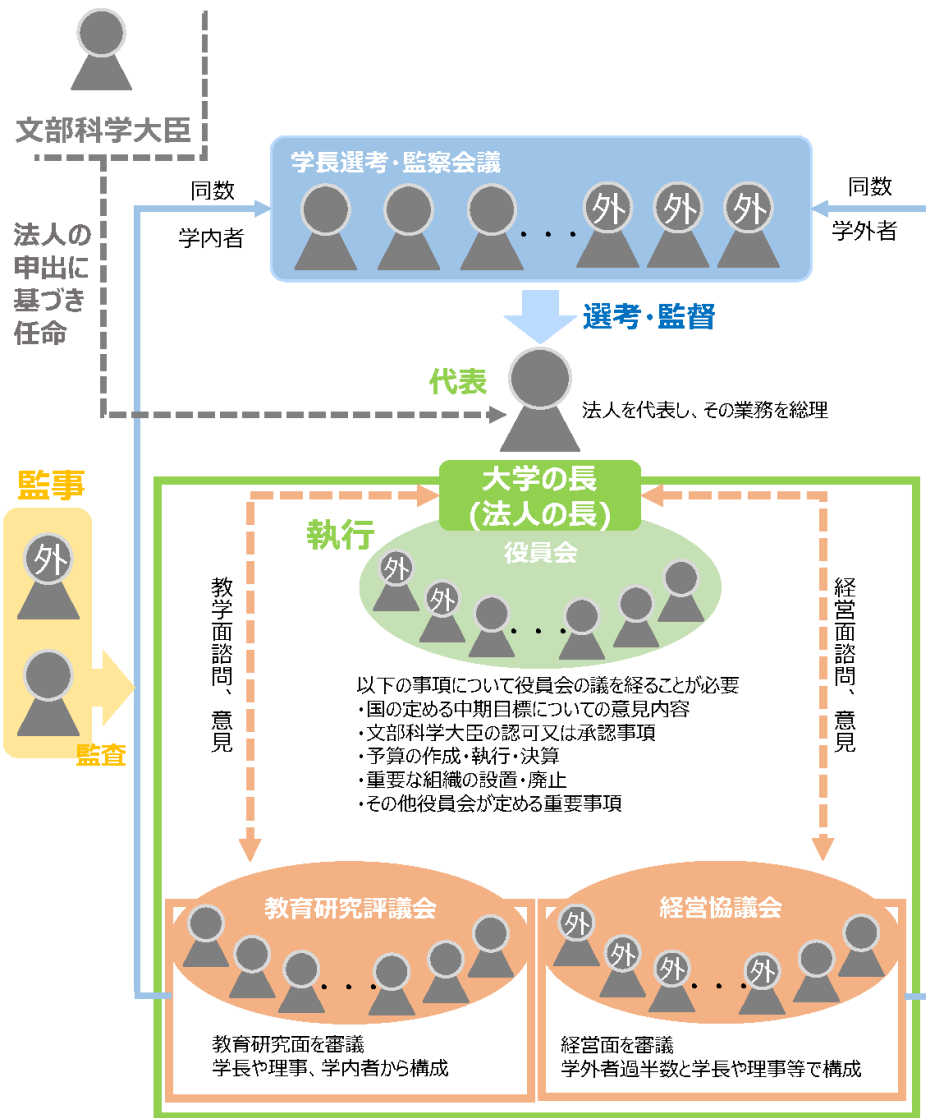
内部監査システムの強化

- ✓ 大学の長やその他役員への監査
- ✓ 少なくとも1人は常勤
- ✓ 独立した専門の監査部門を有する
- ✓ 定期的に合議体の議論に参画

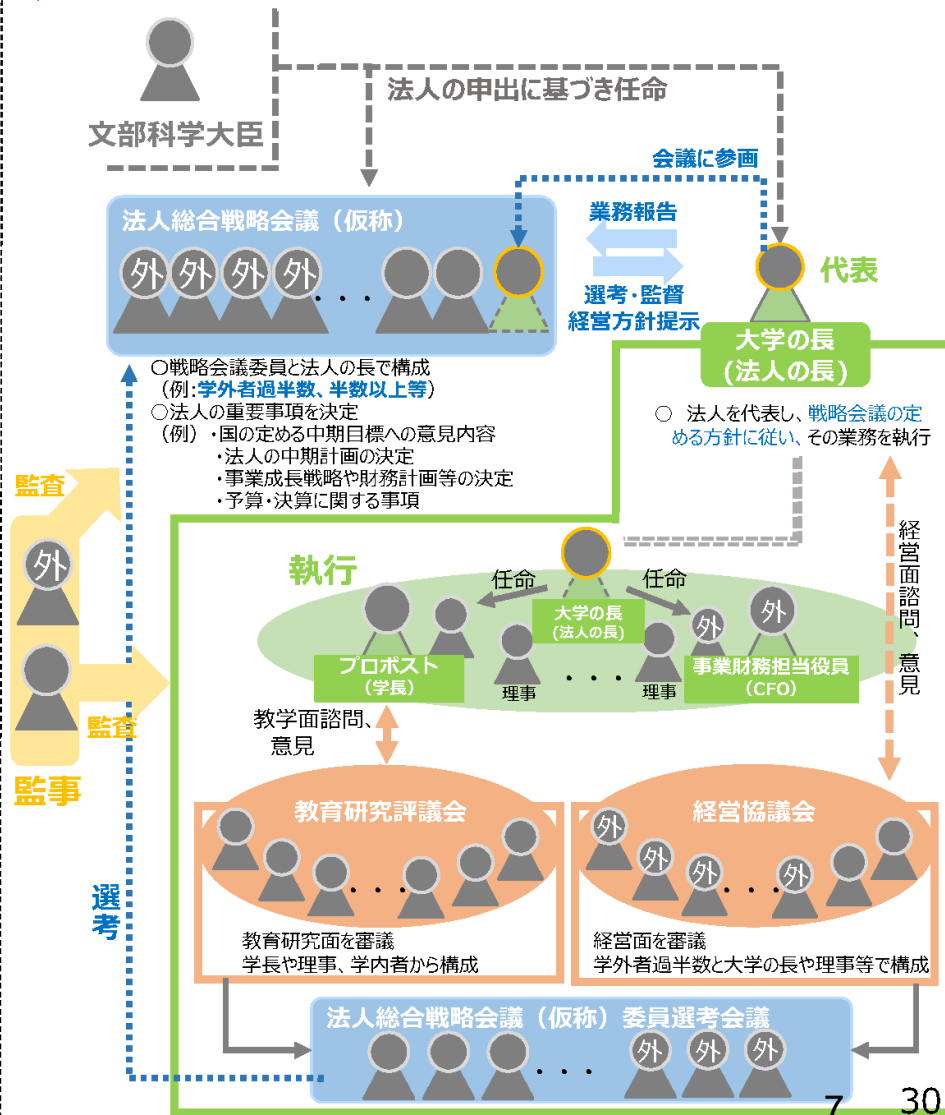
監査

国立大学法人におけるガバナンスのイメージ

現行制度のガバナンス



改正案 (イメージ)



国際卓越研究大学研究等体制強化計画に基づく国際卓大学ファンドからの越研究大学への助成額の算定（「基本方針」案）

- 毎年度の助成総額は、関係府省が参加する会議体において、ファンドの運用益の状況や財務の健全性確保を考慮しつつ決定する。また、その額の範囲内で.....外部資金の獲得実績や大学ファンドへの資金拠出などに応じて、個々の大学への助成額を決定する。
- このうち、外部資金については、公的資金（国立大学法人運営費交付金や私立大学等経常費補助金等の基盤的経費や競争的資金などの個別のプロジェクト、活動の支援に充てる目的で国が支出する資金）以外とし.....外部資金獲得がインセンティブとなるよう、外部資金獲得額に係数を乗じた金額を助成額として措置することとする。
- 大学ファンドからの助成については.....その用途として支出できる経費は、国際卓越研究大学が体制強化計画に掲げる取組に係るもの全般とし、配分元である機構においてあらかじめ使途の内訳は特定せず、執行に当たっても、体制強化計画への適合性の確保を前提として機構の事前の関与を受けることのない助成形態とする。さらに、支援の継続の可否にかかる評価の時期を除き、機構の事前の関与を受けることなく各国際卓越研究大学の判断で翌年度以降に繰り越すことができるように措置する。

お疲れさまでした

